

合同会社ク ライレ	青森市小柳五丁 目一三の一	訪問介護	介護24あ おもり	青森市小柳五丁 目一三の一	"
--------------	------------------	------	--------------	------------------	---

青森県告示第四百七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十三年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		届出の年月日	廃止の年月日
			名称	所在地		
財団法人 黎明郷	平川市碓ヶ関湯 向川添三〇	訪問看護	財団法人 黎明郷 病院	平川市碓ヶ関湯 向川添三〇	平成 二〇・三・三	平成 二〇・三・三
財団法人 黎明郷	平川市碓ヶ関湯 向川添三〇	訪問看護	財団法人 黎明郷 病院	平川市碓ヶ関湯 向川添三〇	平成 二〇・三・三	平成 二〇・三・三
財団法人 黎明郷	平川市碓ヶ関湯 向川添三〇	訪問看護	財団法人 黎明郷 病院	平川市碓ヶ関湯 向川添三〇	平成 二〇・三・三	平成 二〇・三・三

青森県告示第四百七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法

第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十三年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	
				届出の年月日	廃止の年月日
有限会社 ベース	八戸市石堂二丁目一の一	ケアプラ ンセンタ ー白銀	八戸市大字白銀 の三	平成 二〇・四・三	平成 二〇・四・三

青森県告示第四百七十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定の年月日
			名称	所在地	
SA株式会社	弘前市大字神田五丁目四の二二	介護予防	ヘルパ ーシ ョ ン 晴	弘前市大字神田五丁目四の二二	平成 二〇・六・一

青森県告示第四百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次

の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十三年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称	主たる 所在地 又は 住所	介護 予防 サービス の種類	介護 予防 サービス 事業 を行う 事業所 の 名称	所 在 地	届 出 の 年 月 日	廃 止 の 年 月 日
向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇
黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人
向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇
黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人
向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇
黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人
向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇
黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人	黎財 明団 郷法 人
向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇	向平 川市 碓ヶ 関湯 三〇

青森県告示第四百七十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う精密測地網高度地域基準点測量・東北地方太平洋沖地震に伴う三角点改測）

二 作業期間

平成二十三年六月一日から平成二十四年二月二十九日まで

三 作業地域

- 青森市
- 弘前市
- 八戸市
- 五所川原市
- 十和田市
- 三沢市
- むつ市
- つがる市
- 平川市
- 東津軽郡 平内町 蓬田村 外ヶ浜町
- 西津軽郡 鯨ヶ沢町 深浦町
- 中津軽郡 西目屋村
- 北津軽郡 中泊町
- 上北郡 野辺地町 七戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村 おいらせ町
- 下北郡 東通村 佐井村
- 三戸郡 三戸町 五戸町 田子町 階上町 新郷村

青森県告示第四百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年六月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間	変 更 の 前 後 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
----------	----------	---------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	--------

1			
国道			
二七九号			
上北郡横浜町字吹越五四の四から 上北郡野辺地町字向田一一七の五まで	上北郡横浜町字吹越五四の四から 上北郡六ヶ所村大字尾駮 尾駮第三国有林一一三九林班る小班 まで	上北郡横浜町字吹越五四の四から	上北郡横浜町字吹越五四の四から
後	後	後	前
一六・九〇メートルから 二六・九〇メートルまで	一〇・四メートルから 九六・五メートルまで	二六・八〇メートルから 二六・〇〇メートルまで	二六・〇〇メートルから 二六・〇〇メートルまで
三〇六・七〇メートル	五、六〇〇・〇〇メートル	五、九〇九・〇〇メートル	五、九〇九・〇〇メートル

公 告

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十三年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

空港用高速スノーパ除雪車（フロントブラシ式） 一台

二 納入期限

平成二十四年三月二十三日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十二年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）、

平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十三年一月三十一日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成二十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十三年六月二十日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じ、内容の変更等を求められた場合に

は、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十三年七月八日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Airport High Speed Snow Sweeper (Front Mounted Broom)

2 Time limit for tender:

8 July, 2011 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9098

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社堀内工務店
- 二 代表者の氏名 堀内 将人
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字大向字後渡六二の五
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第六三四号
- 五 取消年月日 平成二十三年四月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十三年四月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社堀内工務店
 - 二 代表者の氏名 堀内 将人
 - 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字大向字後渡六二の五
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第六三四号
 - 五 取消年月日 平成二十三年四月二十八日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
大工、とび・土工、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、ほ装、塗装、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十三年四月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十七日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	石橋 安雄	三戸郡南部町大字上名久井字中町四八	平成三〇・三二
"	工藤 忠治	の二 の二 大字下名久井字宗前二六	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、中市筒口土地改良区の定款の変更を平成二十三年五月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年五月二十七日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭